**平成２３年（フ）第４１７号**
奈良市南京終町789番地の10
債務者　坂本　久子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４１８号**
奈良市南京終町789番地の10
債務者　坂本　　正
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第１０９１号**
広島市安佐北区落合３丁目13番１―505号
債務者　泉谷　達也
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１１１号**
広島市東区矢賀新町５丁目１番12―102号、申立時の住所広島市東区尾長西１丁目３番７号
債務者　渡邊　園惠
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１１８号**
広島市佐伯区三宅１丁目３番10―102号
債務者　平田　有希（旧姓庄田）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１４８号**
広島市安佐北区三入東１丁目37番33号
債務者　大塚　里江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１６９号**
広島市佐伯区三宅３丁目12番１―306号
債務者　沖本　英隆
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２２３号**
広島市東区牛田新町１丁目10番52号
債務者　西野　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３４０号**
徳島県板野郡上板町神宅字小柿39番地　西原団地73号室
債務者　福島　　清
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４６号**
高知県安芸市川北甲1886番地２
債務者　上杉健希枝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第５４号**
高知県室戸市室戸岬町5803番地
債務者　酒井　安江
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２３年（フ）第２８５号**
福岡県久留米市北野町高良366番地２
債務者　平塚　丈洋
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３４６号**
福岡県久留米市青峰３丁目４番３―33号
債務者　月足　正子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第１０９号**
福岡県田川市平松町７番11号
債務者　本多　宏一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２３年（フ）第４５１号**
大分市日岡２丁目８番６号
債務者　高橋　弘美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第４３５号**
宮崎市東大淀２丁目２番41号　宮住第２ビル502号
債務者　日髙　義二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４４０号**
宮崎市祇園４丁目14番地１　コスモビル302号
債務者　岩井ノリ子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
長野県駒ヶ根市下平722番地32
債務者　嘉仁めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長野地方裁判所伊那支部